

第5章 計画の推進

1 計画の周知・広報

食育の推進は、市民一人ひとりの努力と実践を基本とし、その輪を広げ、家庭や地域など集団で取り組むことでより推進します。そのため、この計画の趣旨を市民が理解し、日々の生活の中で食育の実践ができるよう、計画の周知・広報を積極的に行います。

2 計画の推進体制

この計画を推進するため、また、市民に対してより効果的な支援を行うための環境づくりを進めるため、県や医療機関等の関係機関、健康推進員や自治会など地域団体とも連携をするとともに、市役所の関係各課が連携し、全庁的な取組を展開します。

3 計画の進行管理

この計画に基づく施策や取組については、「守山市健康づくり推進協議会」において進捗状況を確認するとともに、平成31年度には中間評価を行い、必要に応じて施策の充実や見直しをすることで、計画の目標達成に向け着実に推進していきます。